

質 問 回 答 書

平成 25 年 11 月 5 日

「ベトナム国ホイアン市日本橋周辺水質改善計画準備調査」

(公示日:平成 25 年 10 月 9 日 / 公示番号:2)について、業務指示書に対する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 セ. 環境社会配慮調査	「本調査では、環境アセスメント報告書案の作成、簡易住民移転計画案の作成・・・(中略)・・・十分配慮する必要がある。本業務については、現地再委託を可とする。」とありますが、「あくまでEIAおよびARPの実施主体はベトナム国サイドであり、調査団としてはサポートとして各報告書の案(ドラフト)を作成しつつ支援する」という理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
2	第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 セ. 環境社会配慮調査	通番号 1 の質問の引き続きですが、「その上で、当該報告書の案(ドラフト)の作成や、カテゴリB案件報告書執筆要領などを結果のまとめの代表例とする調査団による環境社会配慮調査において、その内容の充実を図るための現地再委託を行うことを可とする」という理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。JICAへの成果品については、JICA環境ガイドライン(2010年4月)に従い、必要資料を作成の上、ご提出頂きます。
3	別見積りの範囲	再委託は別見積りの範囲でしょうか?	別見積りにてお願いいたします。

以 上